

介護保険サービス事業者 様

長野市長 荻原 健 司
(保健福祉部高齢者活躍支援課担当)

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について (通知)

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和 7 年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者については、厚生労働大臣が定める基準 (平成 27 年厚生労働省告示第 95 号) に定める介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和 7 年度分)」 (令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0207 第 5 号厚生労働省老健局長通知) に基づき、下記により計画書を提出してください。

なお、前年度から当該加算を算定している場合であっても、計画書は毎年度提出する必要がありますのでご注意ください。

計画書は「(長野県版) 長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金及び介護職員等処遇改善加算の共通様式」を使用してください。(当該様式を使用することにより、長野県へ提出いただく「長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金」の計画書様式として使用いただけます。)

記

1 提出書類

【共 通】

- (1) 「(長野県版) 長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金及び介護職員等処遇改善加算の共通様式」
 - ① 「介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書 (令和 7 年度)」 (別紙様式 2-1)
 - ② 「処遇改善加算 個票」 (別紙様式 2-2)
- ※様式は補助金と加算が一体のデータとなっています。Excel データを提出いただく場合は、補助金部分も含めて提出してください。

【令和 7 年 4・5 月に新たに加算を算定する場合等の追加書類】

- (2) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
(サービス種類に応じ、別紙 2、別紙 3-2、別紙 50 のいずれか)
- (3) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
(サービス種類に応じ、別紙 1-1-2、別紙 1-2-2、別紙 1-3-2、別紙 1-4-2 のいずれか)

2 提出部数

各 1 部

3 提出期限

- (1) 令和 6 年度より引きつづき加算を算定する場合

・上記 1 (1) : 令和 7 年 4 月 15 日 (火) 必着

(2) 令和 7 年 4 ・ 5 月から新たに加算を算定する場合

・上記 1 (1) : 令和 7 年 4 月 15 日 (火) 必着

・上記 1 (2) ・ (3) : 令和 7 年 4 月 1 日 (火) 必着

(3) 令和 7 年 6 月以降新規に算定を開始する場合

・上記 1 (1) : 加算算定開始月の前々月の末日

・上記 1 (2) ・ (3) : 居宅系サービス 加算算定開始月の前月 15 日
: 施設系サービス 加算算定開始月の 1 日

4 提出先

長野市役所 第二庁舎 1 階 高齢者活躍支援課 (郵送、電子メール、電子申請システムによる提出も可)

5 留意事項

・下記の通り提出先が異なりますのでご注意ください。

長野市 : 介護職員等処遇改善加算の計画書 (別紙様式 2 - 1 及び別紙様式 2 - 2)

長野県 : 補助金の計画書 (詳細は別添の長野県通知参照)

(別紙様式 2 - 3 ~ 5、様式第 1 号 (申請書) 及び様式第 6 号 (請求書))

・令和 6 年度分の賃金改善を令和 7 年度分として計上するなど、年度間の重複計上は認められませんので、賃金改善実施期間の設定にはご注意ください。

・複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合は、同一の計画書を各指定権者が審査することとなります。各指定権者から計画書の修正の連絡があった場合は、修正をした上で全ての指定権者へ差し替えを送付してください。

・計画書の記載内容の根拠となる資料等の提出は不要ですが、計画書のチェックリストを確認 (変更なしの場合でも毎年度必要事項の記載やチェックが必要になります。) するとともに、資料等は介護サービス事業所で適切に保管し、求めがあった場合には速やかに提示してください。

6 特別な事情に係る届出書について

事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準 (加算による賃金改善分を除く。) を引き下げた上で賃金改善を行う場合、「特別な事情に係る届出書」 (別紙様式 5) を提出してください。

なお、令和 6 年度に「特別な事情に係る届出書」を提出した事業所にあつては、令和 7 年度も継続して賃金水準を引き下げる場合、当該届出書を改めて提出する必要があります。

7 各種通知・様式について

・上記 1 (1)

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002488.html>

・上記 1 (2) ・ (3)

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002497.html>

(問い合わせ先)

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
介護施設担当

TEL : 026-224-5094 FAX : 026-224-5126

E-mail : kourei@city.nagano.lg.jp